

## パイオラックスグループ 人権方針

パイオラックスは、社是「至誠・協力・奉仕」の下、1933年創業以来、社会に貢献できる企業を目指して事業活動を続けてまいりました。私たちのパーパス「人と社会を技術でつなぎ、心弾む未来を実現する」には、自らの持つ技術で人と社会に役立つ企業でありたいという想いが込められています。

パイオラックスは人と社会に役立つ企業であるためには、自社の事業活動によって影響を受けるステークホルダーの人権を尊重することが不可欠であると認識し、企業としての人権尊重の責任を果たすため、パイオラックス人権方針（以下、本方針）を定めます。

### 1. 人権尊重へのコミットメント

パイオラックスは、「国際人権章典」および「労働における基本的原則及び権利に関する宣言に挙げられた ILO 中核的労働基準」等の国際規範で表明されている人権を尊重します。また、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」を支持し、事業活動においてその実践に向けて取り組みます。

パイオラックスは、事業活動を行う各国・地域の法令を遵守します。国際的に認められた人権水準と各国・地域の法令の間に矛盾が認められた場合には、現地法を遵守しながら、国際的な人権の原則を尊重するための方法を追求します。

### 2. 適用範囲

本方針は、パイオラックスグループ（株式会社パイオラックスおよび子会社）のすべての役員および従業員に適用されます。また、全てのビジネスパートナーにおかれましても、本方針をご理解いただけるよう当社グループから働きかけます。

### 3. ガバナンス

パイオラックスは、人権尊重を経営の重要課題の一つとして定め、本方針の策定および実行について、責任担当役員を明確にし、適正な社内体制を整備し、必要な事業方針および手続きに反映します。

### 4. 人権デューデリジェンスの実施

パイオラックスは、人権に対する負の影響を特定し、それらを防止または軽減する人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、負の影響の防止・軽減に努めます。また、人権デューデリジェンスの実施方法や効果について、継続的にモニタリングを実施し、必要に応じて改善していきます。

## 5. 救済と是正

パイオラックス が直接的または間接的に関与して、人権に対する負の影響を引き起こしたことが明らかになった場合、パイオラックスは、必要な是正、救済の取り組みを行います。

## 6. ステークホルダーとの対話

パイオラックスは、人権尊重の取り組みの向上と改善に向けて、外部の専門知識を活用するとともに、関連するステークホルダーとの対話に努めます。

## 7. 教育

パイオラックスは、本方針の理解促進および実践に向けて、すべての役員および従業員を対象に適切な教育・啓発活動を行っていきます。

## 8. 情報開示

パイオラックスは、人権尊重の取り組みについて、ホームページ等を通じて情報開示します。

※本方針は、当社の取締役会において承認されています。

今後も人権の取り組み強化に向け、人権方針を定期的に見直し、改善していきます。

2020年10月21日制定

2021年8月5日改訂

2024年4月1日改訂

2024年10月24日改訂

株式会社パイオラックス

代表取締役社長

山田 聡

## 【人権方針（付属書） パイオラックスグループが取り組む人権課題】

パイオラックスグループは、事業活動において関わるステークホルダーの人権尊重のため、以下の項目を人権課題として捉え、課題解決に積極的に取り組んでいきます。

また、この付属書に示された人権課題は、定期的な見直しを実施します。

### ①人権尊重

全ての人の基本的人権を尊重し、あらゆるハラスメントを認めません。

### ②差別撤廃

人種・民族や出身国籍・宗教・性別・障がい・性的指向・性自認等を理由とした差別を行いません。  
多様な人材が重要なパートナーとして尊重し合い、活躍できる職場づくりに努めます。

### ③児童労働の禁止

事業を行う国および地域の法令で定められている就労可能年齢に達しない児童の労働は認めません。

### ④強制労働の禁止

全ての労働は自発的であること、及び従業員が自由に離職できることを確実に保証し、あらゆる形態の人身取引を含む奴隷労働や強制労働は行いません。

### ⑤賃金

最低賃金、超過勤務、賃金控除、その他給付等に関する各国・地域の法令を遵守します。

### ⑥労働時間

従業員の労働時間（超過勤務含む）の決定、及び休日・年次有給休暇の付与その他について、各国・地域の法令を遵守します。

### ⑦従業員との対話・協議

従業員の代表もしくは従業員と誠実に対話協議し、健全な関係構築と課題の解決に努めます。  
従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を各国・地域の法令に基づいて認めます。

### ⑧安全・健康な労働環境

事業を行う国および地域の安全・健康に関する法令を遵守し、従業員の職務上の安全・健康の確保を最優先とし、事故・災害の防止に努めます。

⑨責任ある鉱物調達

紛争鉱物等、社会的問題の原因となる原材料や非人道的行為に関わる原材料の使用を回避することに取り組みます。

⑩地域住民・先住民の権利尊重

事業活動を行う地域における住民および先住民族が土地・森林・水・その他資源を所有・利用・管理する権利を尊重します。

以 上

2020年10月21日制定

2021年8月5日改訂

2024年4月1日改訂

2024年10月24日改訂